

## 原爆医療法制定のころ—藤居平一氏に聞く

舟橋喜惠

広島大学総合科学部

広島大学平和科学研究センター兼任研究員

### Interview with Heiichi Fujii

Yoshie FUNAHASHI

Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University

### SUMMARY

In 1955, the First World Conference against A- and H-Bombs was held in Hiroshima and some hibakusha had the first chance to report the actual conditions of atomic suffering in the presence of the Japanese people, which made a deep impression on the participants.

The testimonies of the hibakusha gave the participants a greater shock than what they had expected. Since then, hibakusha began to testify about their experiences in various places of Japan, and in 1956 the Japan Confederation of A- & H-Bomb Sufferers Organizations was established on the second day of the Second World Conference against A- & H-Bomb in Nagasaki

Heiichi Fujii(1914~1996), born in Hiroshima, one of the founders of the Japan

Confederation of A- & H-Bomb Sufferers Organaizations, took a position as the secretary-general at the opening ceremony of the Confederation. Immediately he concentrated his effort on legislating an “Aid Law for A- & H-Bomb Sufferers” and appealed to the people and asked for assitance of friends, politicians, scholars, medical doctors, high goverment offcials and others.

In 1957, the goverment, pushed by public opinion, established the “Law for Health Protection and Medical Care for A- & H-Bomb Sufferers”.

Heiichi Fujii told his experience of those days in 1989 & 1990.

- I はじめに
- II 原爆被害者救援運動と原水爆禁止運動
- III 原爆被害者救援委員会と救援金
- IV 第四回原水爆禁止世界大会の会場問題
- V 『原爆に生きて』を読んで

## I はじめに

日本原水爆被害者団体協議会の初代事務局長だった藤居平一氏は1996年4月17日に広島で永眠された。ここに掲載するのは藤居平一氏（1914.8.7～1996.4.17）が健在だった1989年から90年にかけて、原爆放射能医学研究所でうかがった話の一部である。藤居氏は1945（昭和20）年8月23日、広島に原爆が投下されてから17日後に郷里広島市に帰られた。したがって原爆投下から2週間以上たってからの入市だから、藤居氏自身は、かつての「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」（略称、原爆医療法 1957.3.31公布）第2条の、そして現在の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（1995.7.1公布）第1条にいう被爆者ではないが<sup>1)</sup>、原爆で亡くなった父上の遺族として、昭和20年代の後半から34年ごろまで、広島を拠点に原爆被害者救援運動と原水爆禁止運動に献身的にとりくまれた。そして1956（昭和31）年8月10日、日本原水爆被害者団体協議会（略称 日本被団協）が結成されたとき初代事務局長に就任、藤居氏の活躍について広島県総務部県史編纂室が編集・発行した『原爆三十年—広島県の戦後史—』（1976年）はつぎのように述べている。

「……昭和三一年八月、長崎における第二回原水禁世界大会の中で『日本原水爆被害者団体協議会』（日本被団協）が結成されるにいたった。初代の事務局長に選ばれた広島の藤居平一は、昭和三四四年ごろまで、この被爆者組織の運動につくした人であるが、藤居は……「原爆被害者の会」の『原爆に生きて』<sup>2)</sup>に強くうたれ、民生委員の立場から、昭和二八年ごろより被爆者問題にとりくんだのである」<sup>3)</sup>。

おそらく親代々営まれていた材木商（藤居銘木株式会社）の仕事をほったらかしに

して、ということであったろう。そして家業の都合で運動から身をひかれるまで原爆被害者救援運動と原水爆禁止運動のために全力投球された。その間の活躍は、すでに「まどうてくれ 藤居平一聞書」として、宇吹暁氏によってまとめられ、同氏の所属する広島大学原爆放射能医学研究所付属原爆被災学術資料センター発行の『資料調査通信』(1981.12～1982.5, 1983.9～1984.1)に掲載された<sup>4)</sup>。付属原爆被災学術資料センターは、現在では、改組により付属国際放射線情報センターに名称が変わっている。

今回の聞書は、その「まどうてくれ 藤居平一聞書」をもとに、藤居氏から、さらにお話をうかがったものである。回数は、準備段階をふくめ1989年4月から1990年秋にかけて合計6回<sup>5)</sup>、毎回3時間から3時間半、そのほとんどがテープに録音された。ここに発表されるのは、その一部であり、広島大学総合科学部紀要II『社会文化研究』第16号(1992年)掲載文につづく部分である<sup>6)</sup>。同席されたのは宇吹暁氏と、若林節美(当時広島原爆病院医療ソウシャル・ワーカー、現在は広島YMCA健康福祉専門学校)の両氏のほか、時間の許すかぎり早川式彦(原爆放射能医学研究所、社会医学研究部門)、松浦正明(同)、故内田恵美子(同、当時の原爆被災学術資料センター)、村上須賀子(当時広島市民病院医療ソウシャル・ワーカー、現在は広島市安佐市民病院)の各氏も参加された。その間、藤居氏は病気で広島原爆病院に2回の入退院を繰り返され面会謝絶の時期さえあったが、それにもかかわらず事実確認のために遠方まででかけて関係者に会ったり、問い合わせたり、できるかぎりの奔走をされた。そこに藤居氏の執念を感じざるをえなかつた。

なお藤居氏が被団協の事務局長として活躍されたころに、おなじように原爆被害者救援運動と原水禁運動の渦中にあった方々、あるいはその間の事情にくわしい方々のなかには、問題によっては藤居氏とは違った理解や受けとめ方をされる人もあるだろう。こうした方々もふくめて、原水爆禁止世界大会がはじめて開催された1955(昭和30)年から原爆医療法の成立する1957(昭和32)年3月までの時期は、各方面でおこなわれたさまざまの運動が一つのおおきな流れとなって原爆医療法成立に結実していく時期であり、藤居氏からの聞書は、こうした流れのなかに身をおいた藤居氏自身の体験と、藤居氏の立場からみれば、事態はこのようにみえたという見解をしめしたものと理解できよう。当時、運動の渦中にあった人びとの、さまざま

な視点から記された記録がもっと公表されるよう期待する。

いつも長時間おつきあいくださった藤居氏のご冥福を心から祈りたい。藤居氏の広島弁の雰囲気を生かすように努力したが、それは努力目標におわっている。

藤居氏の活動をさえたのは、宇吹氏による聞書のタイトルに使われた「まどうてくれ」の精神である。これは藤居氏のめざした原爆被害者援護法の根底にながれるものでもあろう。「まどうてくれ 藤居平一聞書」の最初の号で「親父をまどうてくれ、広島をまどうてくれ」と言いたい。故郷までやられているんですから、……この言葉は、広島で、太田川で産湯を使ったものでないと、本当の言葉にならないです」(5ページ)と語る藤居氏は、同時に「まどうてくれ」とは、根治療法と予防法を確立することだと強調してやまない。「からだを元通りにしてくれとか、弁償してくれとか、ものがなくなるでしょう。『まどうてくれ』というの、同じ物を返してくれ、ということです。同じ物でなかつたら、金で返すか、何か他の物で返せ、ということです。だから『まどうてくれ』というの、根治療法を出せ、ということです。『まどうてくれ』ということができないのなら、せめて原爆被害者援護法を作れ、というのが筋です」(6ページ)。根治療法の確立と原爆被害者援護法の制定、この二つは藤居氏によって、つねにセットで主張された。その結果、一方では、根治療法の確立のための国際的研究機関の設立が、藤居氏の手になる文案には、つねに盛り込まれたし、他方では藤居氏自身、援護法制定のための原爆被害者の組織づくりに日夜奔走されることになった。おそらく藤居氏が、その本領をもつともよく発揮されたのは組織づくりであったろう。「組織なくして運動なし」は藤居語錄である。日本被団協の初代事務局長として広島と長崎の連帯に心をくだき、原爆被害者たちとともに国会陳情へ、大蔵省へ、厚生省へでかけていくのも藤居氏なら、他方、地域の原爆被害者たち、主婦や未亡人たちを励まして被害者大会への参加を呼びかけたり、被爆体験を語るために被爆者派遣に遠方までつきそい、こまやかな心遣いをみせるのも藤居氏であった。

とくに強調しなければならないのは、藤居氏が終始一民間人としての立場を貫かれたことである。労働代表でもなく政党代表でもない、足がかりは民生委員の立場だけであり、民生委員制度や生活保護法の欠点を知ったうえで、それをいわば反面教師として原爆被害者の組織化にかけずりまわられた。運動がもりあがれば風当り

もつくなる。脱落者もでる。被爆者救援運動を「ものもらい運動」だと批判する仲間もいる。そういうなかで原爆医療法が成立するが、以下はその記録である。

なお宇吹氏からは、ご多忙のところを、おおくの資料を提供していただき、数々のご助言とご教示をいただいた。「まどうてくれ 藤居平一聞書」に掲載された資料をふくめ、その他の資料についても、原資料を直接みる機会をあたえてくださった。なかには長い年月をかけて収集された資料もあり、ここにあらためて感謝の意を表したい。また、ここに発表される藤居氏、宇吹氏、若林氏の発言はすべて、わたくしの責任でまとめられたものであり、内容についての責任は、わたくしにあることはいうまでもない。

## II 原爆被害者救援運動と原水爆禁止運動

——1955（昭和30）年8月6～8日に広島で開催された最初の原水爆禁止世界大会の成功をうけて、同年9月に原水爆禁止日本協議会（略称 日本原水協）が発足し、他方、おなじくこの世界大会に勇気づけられて、翌年8月の第2回原水爆禁止世界大会のなかで日本被団協が発足しました。日本被団協みずから、結成大会で「私たちが、このような立ち上りの勇気を得ましたのは、全く昨年八月の世界大会のたまものであります」<sup>7)</sup>とのべています。したがって最初の原水爆禁止世界大会が契機となって結成された日本原水協と日本被団協の関係は密接で、藤居さんも、原水爆禁止運動と原爆被害者救援運動の二つが原爆医療法を成立させたとおっしゃいます。ところで原水協と被団協の関係は、実際にはどうでしたか。「まどうくん 藤居平一聞書」を読ませていただくと、両者の関係をどのようにしていくかという問題では、それなりのご苦労があったように思います。

藤居 そりゃあ、ありました。はじめからありました。昭和30年の原水爆禁止世界大会は原水爆禁止署名運動の総括をするために開かれるんですが、この世界大会の直後に三つの派に分かれります。一つは原水爆禁止運動をやる禁止派、そしてすぐ登場してきたのが砂川闘争などで活躍する基地派で、全学連とか総評が基地闘争に取り組みます。大会宣言のなかに基地問題を入れとるから。それから原爆被害者救援運動をすすめる救援派、大会宣言は救援が原水爆禁止運動

の基礎だというります。僕なんかは救援派ですよ。

あの昭和30年8月の大会宣言は僕の観点からみれば三つの部分からなっています。原水爆禁止と原爆被害者救援と基地問題です<sup>8)</sup>。そしてグループも三つに分かれます。そして9月には、もう全学連と総評が砂川闘争へいくでしょ。全学連は原水爆禁止世界大会で格好がついたんですよ。格好がついたと思うたら、すぐ砂川へいくんです。これが基地派でしょ。平和委員会が禁止派で、僕たちが救援派です。

宇吹 平和委員会は基地派のような気がするんですが。

藤居 そうかもしだんなあ。

宇吹 そして禁止派は新しくできたグループではないんですか。安井郁さんのように、原水爆禁止ということで組織化されていく人たちです。広島でいえば森瀧市郎さんのように、それまで組織をもたなかつた人たちが世論にうごかされて組織化されるわけです。禁止派というのはもともと組織をもっていません。だいたいインテリ層がずっと禁止派です。

藤居 僕が日本原水協の理事会へいったらね、救援派の大将がきたなんていわれました。他方、広島で原爆被害者の組織をつくろうとしたら、それは「ものもらい運動」<sup>9)</sup>じゃいうんですよ。大会宣言が違うというんです。原水協のなかでも、みなそういうんです。なんかしらんが救援運動のとらえかたが、みな違うんです。大会宣言で原爆被害者の救援が原水爆禁止運動の基礎じゃという決定をしとるわけですから、だからそれに従って運動する、これが救援派の僕の立場です。そして署名運動の総括として原水爆禁止世界大会をやるという安井郁さんたちの意見に対して、われわれは恒久大会じゃと思うとるから、一年中原水爆禁止のことばっかりを考える組織がいる、それは原爆被害者の組織じゃないか、同時に被害者が自分のことで立ちあがらにゃいけんじゃないかいうんで原爆被害者の組織をつくるんです。また労働組合のなかにも被害者の組織をつくらにゃいけんと思うとったんですよ。こうして原爆被害者の組織をつくるんですが、それが進んだ連中からみれば「ものもらい運動」じゃということになるんです。原爆被害者の組織をつくって運動することが「ものもらい運動」じゃとね。

——「ものもらい運動」という批判の背景を説明してください。

宇吹 わたしの解釈では、当時研究者や広島平和擁護委員会関係者のなかには「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(1952・4・30 公布)に批判的な人びとがいました。その批判が「ものもらい運動」という批判で、救援派への批判もそれと同じものです。陳情でものをもらう形態はあの頃からでてきます。昭和30年頃は、いわゆる55年体制といわれる保守政治体制の基盤ができあがってくるときで、聞いたるという形態は効果が期待できず、後退しつつありました。あの頃は「ものもらい運動」はいかんという意識は強かったと思います。

——当時、理論家であればあるほど批判的でしたか。

宇吹 他との比較でいえばそうです。そしてこの批判は、自立運動、つまり自ら権利を守らなければいけないという主張とセットでいわれていたように思います。

藤居 批判者たちは、昭和30年の原水爆禁止世界大会の大会宣言の否定者です。大会宣言は救援運動を原水爆禁止運動の基礎とするといっているのに、それは間違いだというんです。そういう人は原水爆禁止運動のなかに沢山いました。

宇吹 石井金一郎さんもそういっています。石井さんの『中央公論』の論文「『生きていってよかった』か—『被爆者白書』から—」(1959年8月号、78~88ページ)は、はっきりその立場です。たとえば「ものとり主義」(86ページ)という点では軍人恩給の要求運動と同質化する恐れがあるといっています。

藤居 そうこうしよるうちにね、中国などから救援金がきたから、僕は救援委員会[本稿の「III 原爆被害者救援委員会と救援金」を参照]の幹事長になるんです。それで、いろいろやってみたが、結局ねえ、私がその時に感じたことは、いくら救援をやるといったってね、できるものじゃないと。まず助け合い励ましあって自立をする、被害者個人が自分で立ちあがるということが救援の基になるべきだということです。そのために助け合い励ましあう組織をつくることだということです。一人では立ちあがれんのです。僕は当時民生委員だったんですが、生活保護法では救貧というかたちで助けることはしますが、団結を助けるんではない、自立をさせるんでもない。生活保護をうけているもの同士が助け合い励ましあってどうしようかというようなことはしないんです。原爆被害者の救援運動は被害者同士が助け合い励ましあっていこう、自立していこう

というもので、これは『原爆に生きて』<sup>10)</sup>のなかで川手健君がいうとることです。それをやろうというわけです。同時に生き残ったものの使命として原水爆禁止運動をやるというのが、被団協の目的です。したがって自分たちで立ち上がるのを助ける、いいかえれば原爆被害者が自分で原爆被害者団体をつくることが救援の根幹になるというふうに、僕は思っていました。それで【広島原水協のなかの】救援委員会の幹事長である僕が、【広島県】被害者大会【実行委員会】の事務局長【1956. 2 就任】みたいなことを兼ねて、それがいつのまにか、まあ藤居さん、あんた遺族じゃからやってくれということで、【広島被団協】事務局長【1956. 5】をやるんです。このように救援委員会の一番おおきな任務は被害者団体をつくることでした。「組織なくして運動なし」と僕は思うとるもんじゃから。したがって自立運動の大きな眼目は、政府に被害の様子を訴えて補償を聞いて、同時にそのことは、原爆の被害はないといった昭和24年のG H Qの公式発表にたいして、被害はあるんだということを、国家に認めさせることになる。それをするためにも組織がいるということで組織を育成していくわけです。そうこうしとるうちに広島と長崎だけでなく、各府県の原爆被害者をあつめようということで日本被団協になるわけです。したがって日本被団協が、要求をだす正面舞台であって、それを国際的にみんなが援護するという、どういうんですかね主体をつくるんです。それが日本被団協をつくる意味だったわけです。だからそのころは八者協<sup>11)</sup>ではないんです。あとで八者協が、やりよるようになりましたがね。

宇吹 わたしもそう思ったことがあります、やはり波があります。藤居さんの時代は、原水爆禁止運動が被爆者問題を推進しました。藤居さんがやめられたあと政治問題化したら、やはり八者協ですね。自民党も入ってきます。当時は60年安保がすんで原水爆禁止運動を抑えこまなければということだったのでしょう。それから、ちょっととびますが最近の10年あまりは、どうも八者協よりは日本被団協です。これは厚生省の対応つまり厚生省がどの組織の意見をきくかということで判断できます。どこの意見をきくかといえば、昭和60年被爆者調査、癌検診などでは、日本被団協です。日本被団協の要求で通ったようなもんです、癌検診は。日本被団協の意見が通るようになった時期がいつからという

ことは、正確にはわかりませんが、ここ10年ぐらいだと思うんです。はっきりした証拠は60年厚生省調査と癌検診です。八者協からは、厚生省へああいう強い要求はでていません。

藤居 それからちょっと確かめたいことがあります。昭和24年にGHQが、あるいは吳のアメリカ軍政部だったかもしれないが、原爆の傷跡はないといったはずですが、証拠資料がありますか。

宇吹 藤居さん自身がそういうのをみた記憶がありますか。

藤居 そう。

宇吹 同じことを原医研の所長だった志水清先生からも尋ねられたことがあります。志水先生も見覚えがあるということで、資料を探してくれといわれました。しかし調べてみましたがアメリカ軍政部はそういう発言をしていません。それは多分、ABCCの研究員がアメリカの学会で発表したものが、ロイター電かUP電かで日本に伝えられたんじゃないでしょうか。記事としては小さな外電だったと思うんです。

——原水爆禁止世界大会広島準備会編『原爆傷害者治療対策の概要』（原水爆被害資料その一、[1955]）にも「……昭和24年米国の公式見解としては、『原爆被害者は、現在、完全に治療し、認むべき影響は残っていない』と、発表されたのである。」（1ページ）という記述があります。引用の典拠がしめされていませんが。

藤居 昭和24年のその問題は、調査して歴史的にはっきりさせなきゃならん問題だと思うんですよ。加害国アメリカのほうは傷跡がないんじゃと否定したわけでしょ。それにたいしてわれわれは、アメリカを抱いて救うてやるために No more war, no more Hiroshimas を標語にしてやっとりながら、しかしやっぱり間違いは間違いだと、たださにやいけんと思うとったんですよ。そしたら原爆医療法ができたでしょ。日本国家が傷跡はちゃんと残つとると正式に認めたのですから、これは国際的におおきな問題じゃと思うとるんですよ。

宇吹 [新聞資料をみながら] 昭和24年に、日付はわかりませんが、原子爆弾の医学的影響をしらべるには50年ぐらいかかるという記事があります。これはABCC開設〔昭和24年〕のときの記事で、これはむしろ原爆の影響があるという意味でしょ。わたしが志水先生にいわれて調べた記事は、ロイター電で

「ほとんど全治」となっている小さな記事です。「ワシントン外電によると、広島の原爆被害を調査した米国の科学者は、23日報告書を米国原子力委員会医師部に提出した。これによると原爆患者のおおくは現在ほとんど全治しており、原爆によるもっとも重傷疾患である放射能による原子病も効果的な治療法によって近い将来には全治できるだろうといわれている」（『日本経済新聞』1949.10.25）。もう一つ翌年に「10万の負傷者いまや正常に復す」（『世界経済』1950.3.26）という記事があります。これもアメリカ側での報道ですが割合おおきく取りあげています。米原子力委員会発表で、ワシントン特電 AFPです。

藤居 これはアメリカ原子力委員会の発表でしょ。昭和24年の問題は、わたしはアメリカの占領軍の司令部の発表と記憶しています。

宇吹 GHQ の資料を一度あたってみますが、GHQ そのものは研究にかかわってませんから、やはり外電ではないでしょうか。

藤居 アメリカ原子力委員会の発表ならわかるが、軍司令部の発表ならば政治的意図があるとは考えられませんか。その頃は原爆のゲの字もいえないときですから。

### III 原爆被害者救援委員会と救援金

——先に話にでました救援金は、最初の世界大会の直後、8月15日の原水爆禁止東京大会で中国代表団から被爆者救援のために贈られた722万円が最初ですね、その後ソ連からも届きますが。そして10月3日に広島へ配分金がきます。広島でも贈呈式があったようですが、これは頭ごしに広島へ贈られたのではないですね。

藤居 違います。日本原水協を経由してもらっています。

——広島への配分金の受け皿となった原爆被害者救援委員会は1955（昭和30）年11月、広島原水協のなかの特別委員会として設置されました。藤居さんはその委員会の幹事長になられ、救援金のうち200万円を原対協<sup>12)</sup>へ寄託されましたが、それをめぐって、いろんな意見があったようですね。藤居さん自身が内部反乱<sup>13)</sup>とおっしゃってますが。それから、もう一つ日本原水協のほうの救援委員会との関係もお尋ねします。

藤居 僕は、日本原水協の救援委員会の委員にはなつなりません。集まれといわれ

れば上京しましたが。あっちはあっち，こっちはこっち，そんな気持ちでした。救援の意義の捉え方が違うんですから。それで200万円の問題もこっちで決めてしもうたんです。しかし原水爆禁止運動が救援運動をやるという線だけは堅くまもうとりました。僕たちは，命の問題に金をつっこもう，それで足りなければ救援金を集めようと思うとったです。

200万円は治療費として原対協へ寄託しました。[そして1年か2年後には戻ってきました。国から治療費がでて，それで返してくれましたが] 救援委員会ができる頃は，原対協には金がなくて治療ができないわけですよ。寄託することは1955年11月26日広島県民協議会で満場一致で決定しました<sup>14)</sup>。原爆被害者連絡協議会なんかの了解も得るとと思うんですよ。しかし，すぐ反乱がおきるんです。救援問題の立場が違うからです。われわれは森滝先生が救援金の原則をたてようといわれ，それに従って「命の問題，生活の問題，施設の問題」のうち，まず「命の問題」つまり治療を優先し，原対協への寄託をきめる。広島原水協のほうは「施設の問題」じゃ思うとる。憩いの家なんかをつくりたいと思うとる。それですぐ2～3人のものが日本原水協へ手紙をだすんです。向こうも，われわれと違う考え方ですから，文句いうてくるんです。それで内部反乱なんですね。郡部のほうにも反対がありました。広島へでてきたときの宿泊施設をつくるほうが先だというんです。つまり広島原水協にも広島被団協のなかにも原対協への寄託に反対する者がいるということです。

ことあるごとに反乱がおこるんです。満場一致できめでいても，内部から反乱がおき，中央の日本原水協も反対する。最初の原水爆禁止世界大会の大会宣言を忠実にまもろうとする，いわば救援派の僕と，禁止派や基地派の連中との戦いだと，内部では思えるかも知れません。この大会宣言を否定するような，救援運動を「ものもらい運動」じゃ，被害者団体は話にならんと否定するような，被害者団体を乞食団体だと否定するようなものがいました。そういうのが指導者のなかにおるわけです。

宇吹 日本国原水協の立場にたてば，200万円の原対協への寄託はものすごく独断的なことをやったという評価なんですね。救援金そのものは，日本国民救援会が，大山郁夫の夫人柳子を通じて，原爆被害者を救えという手紙をソ連や中

国へだすんです。国際的なつながりがあるんですね、平和会議は。それに応えるかたちで中国やソ連から救援金がくるんです。国民救援会は原水協の母体ですが、これが日本原水協側の救援委員会の中心になります。自分が呼びかけたから。それからここに資料があるんですが、日本原水協がいろいろな人に、救援金をどう使うか聞いてます。広島県甲奴郡は、被爆者は力仕事ができませんから耕耘機を買ってくれ、東京は治療の施設、温品さんは郡部の人間がきたときの宿泊施設を希望しています。それぞれもっともなんですね。おそらく日本原水協レベルではまとめられなくて、救援金を小さく割ったと思います。広島の場合には独断というか、英断というかは立場によって違いますが、原水協側からいえば独断で、藤居さん側からいえば英断です。こうした文脈で、後で話題になります藤居さんの日本原水協宛の書簡(1955.12.25)を読むと、やはり欠けている部分ですね。せっぱつまっているという感じですね。藤居さんがこういう手紙を書かれるのは、200万円寄託は森瀧さんと藤居さんの二人の合意です。

藤居 まあ、独断かもしれませんねえ。

宇吹 もう一つ別の考えがあります。被爆者それぞれの目前の窮状を救えという考え方です。理想的なことはいいません。被爆者へ全部こまかく分配せよというのです。こういう主張はどんなときもあって、それはそれなりに被爆者の意見を代弁しとります。施設をつくるとか原対協へ渡すとかいうよりも、被爆者へ直接わけよというのです。原対協へ渡すというのは、やはり特殊な考えだったと思います。一般の被爆者にとって原対協は縁遠い存在でした。そういう位置づけが原対協にたいして持てる人というのは、当時、他におったでしょうか。

藤居 当時、原水爆禁止運動のなかで、極端にいえば僕一人だったかもしれませんねえ。すでに渡辺忠雄広島市長が救援委員会の会長にならんし、県婦協は独自の立場にたつわけです。市が逃げる、県婦協が逃げる。あとは弱いもんばっかりです。これは婦人団体の運動ですから、母親大会とかね。ですから何の手足もないわけです。あと残るのは僕のほうからいうと、民生委員と社会福祉協議会だけです。その時期に愛媛の松本久子さんなどは、共産党じゃいうてつるしあげられたりするです。そういうなかで、まったく孤立無縁です。このときに

どう判断するか、200万円をどうするか、というわけです。どう使うかというときに、丁度天祐というてええほど森瀧さんが命の問題だというたんで、よしよし、それでいこうということです。それで一番喜んだのが、県医師会長で原対協の副会長でもあった正岡旭さんで、これで、こちらへきたんです。250万のうち200万を贈ったんですからね。原対協は金がありませんでしたから。ここから救援活動の中心なったのは民生委員関係と社会福祉関係と医師会関係ですが、県婦協が200万円の原対協への寄託で逃げられなくなって、婦人会がもどってくるんです。ある意味で、この200万は原水爆禁止運動ないしは救援運動をまもる金だったんです。組織をまもる金だったんです。県医師会も離れるわけにいかなくなった。寄託は県民協議会で満場一致で決めとるんです〔「まどうてくれ—藤居メモ—」(1)1955年11月～56年3月,『資料調査通信』1982年2月号(通巻7号)別冊3, 14ページの藤居書簡草稿にも同様の記述がある〕。了解を得りますよ。独断でやったんじゃないんです(笑)。

——どこかで、反対者から、つるしあげられませんでしたか。

藤居 ありません。陰では反対しとったのかもしれません。「ものもらい運動」という批判はありましたから。そういうのも反対勢力かもしれません。それはようわかりませんがムードが悪かったといえば悪かったんでしょう。

宇吹 興味あることは、藤居さんが、かなり独断的なことをやっておられながら、いわれることは「満場一致である」とか「抱いてやらねばいけん」でしょう(笑)。当時の雰囲気を想像したら、藤居さんは柔道をやっておられて、身体がおおきいでしょう、声もふといでしょう。こういうのは大事な要素です。

若林 そうそう。そして相手にかなりきつい言い方をされますしね。だから陰ではいえても、正面きって藤居さんにいえる人間はいなかつたんじゃないですか。

藤居 手続だけはねえ、民主的にしとるんですがね。やっとることは独断ですかねえ。

宇吹 それと決定的だったのは、藤居さんが無私というか、私利私欲がなかったということを、みんなが認めたということではないでしょうか。それなりに、みんなが利害を代表して、でてきとるわけでしょう。それがなかつたら〔藤居さんの意見は〕通つとらんと思います。この時期の新聞で、藤居さんのでてくる記事をずっと追いかけていくと、藤居さんは女性とともに歩んでいるという感

じです。

——「まどうてくれ 藤居平一聞書」を読んでいると、同じ感想をもちます。

藤居 非常時のときにはジャンヌ・ダルクがいります。歌と踊りと笑いがいります。

歌う被害者、踊る被害者、笑う被害者とね。

宇吹 同時に怒つたらこわい人というイメージもあったようです。

——「藤居メモ」にあります1955年12月25日付の書簡草稿<sup>15)</sup>についてお尋ねします。先ほど話題になりました書簡は、その頃の問題点がよくわかると同時に、当時の藤居さんのご心境がよくでているように思います。これは誰宛にだされたものですか。

藤居 この書簡は日本原水協事務局長宛にだしたもので、御前茂樹君（事務主任）だったかもしだんなあ。手紙の反響は知りませんが、これで【事態が】おさまったことはおさまったんです。これは草稿ですが、多分この通り書いてだしたと思います。

——この手紙を拝見すると、原対協の運動、原水協の運動、それと被害者団体をつくっていく運動、こうした運動が一緒になってガターと情勢がうごいていきますね。その場合、広島県芦品郡の原爆被害者の会に典型的にみられるように、一方で原爆被害者の救援運動、他方で原水爆禁止運動、この二つが必ずペアになって主張されています。同時に運動をすすめるため、被害者の実態を知って運動に活かすために原対協と一緒に実態調査をされますね。そういう時に200万円が効果を発揮して、原対協の協力がえられたという感じがします。そういう効果をねらっていたということが、この手紙にはよくでています。昭和30年秋に200万円の問題が議論されて決まり、またアカだという非難をうける人がでたり、脱落者、脱落団体ができるなかで、藤居さんが幾つかの運動をどのように一つにまとめていくか、そのあたりの藤居さんのお気持を、この手紙はよく伝えていると思います。そういう受取り方でいいでしょうか。

藤居 200万円について、広島原水協内部にも反対があり、被害者団体内部にも吉川さん、田辺さんといった反対者ありで、せっぱつまったくの気持で、この手紙を書いています。でも、とにかく命の問題だと、これへつっこめと、よそをみずにつっこんでみたんですが、これがわたしの勝負でした。こんな状態だっ

たんですが1956（昭和31）年5月に広島被団協をつくるときに、来年までに援護法をつくるという確信をもったのも、これにあったんです。この確信をもたせたのは中国からの救援金です。自民党が震えあがったんです。香川県選出の代議士で厚生省関係の人がおりましたが、彼のところへ頼みにいたら中国からの救援金をすぐ中国へ返してくれ、すぐ法律をつくるからといいました。きたなと思いました。しかし、そんなことはできません。もらった救援金を返すような失礼なことはできやせんです。もしそれで法律がでけんなら、でけんとええという態度で接しました。震えあがつとりました。じゃから落城間近だと思ったのも確かです。それで広島被団協結成のときに、来年までに法律を作るという方針をだしたんです。それでもどうしても駄目なら皇居前で10万人の座り込みです<sup>16)</sup>。ただもう一ついいますとね、座り込みというのは、一つの凶器ですよ。相手を倒すことができればいいですが、失敗したら、そのお返しは自分たちにきます。だから座り込んだら負けと思いました。勝負は座り込まずに目的が達せられるかどうかです。来年までにというのも、昭和31年5月27日の広島県被団協創立時には、確信があつていつるんです。200万円は原対協の〔1955年〕12月1日からの治療費にあてること、2キロメートルの被爆距離の枠を広げてくれ、白血球についても枠をひろげてくれということ、それから他府県の人も入れるということ、三つです。他府県にまで広げることは、後に救援金が他府県にもいきわたるので、広島県に限定するようになります。こういうことは寄託金の条件として書いたるでしょ<sup>17)</sup>。

宇吹 以上のこととは原対協の動きとからませて、きちんとおさえなければならないと思っています。藤居さん側の流れは今いわれた通りなんですが、それと並行して、厚生省も最初は広島と長崎の原対協だけを対象に試験的に金をだしましたが、ついで広島県と長崎県へと広げ、県内の保健所を通じて検診をおこなうようになります。藤居さんの側からみれば、要求が認められたようにみえるんですが、厚生省の原調協<sup>18)</sup>からみれば、まったく別の論理で広げていくわけで、両者がちょうど重なるわけです。今度は広島・長崎両県だけでなく、全国に広げる予算を組むんですが、その実施の段階で医療法ができるので、結局

は全国的に行われるようになります。両方をきちんと整理しなければならないのですが、本流にみんな流れ込んできます。もし原水禁運動がなければ、あくまでも調査費でずっと全国化したと思います。もっとも時間はかかったでしょうが。原調協の路線があって、行政レベルでは調査費がつけば、次の段階は…というような順序ですね。だが、外国人被爆者をどうするかといった問題等があるときは、その問題が解決されなければ、行政レベルでは法律にならないはずですが、その点で医療法はかなり政治的にできたといえます。つまり、そういうややこしい問題を未解決のまま残して法律ができたからです。

#### IV 第4回原水爆禁止世界大会の会場問題

——当時被団協が、原水爆禁止運動のなかで果たした役割について、なにかおっしゃりたいことはありませんか。

藤居 それは昭和33年、第4回世界大会が早稲田の記念会堂でなんとか開催できたときです。どこの会場もことわられる。早稲田大学もことわったんです。この大会が開催できたのは被団協のおかけです。このとき世界大会が開催できなければ、その後世界大会もつづかなかったかもわからんです。森瀧さんなんかがいうように、原爆投下をおしとどめてるのが世界大会でしょ。第4回大会は、日本被団協が原爆医療法をつくって社会保障運動の団体だとみとめられたから、記念会堂が借りられたんです。最初の原水爆禁止世界大会の大会宣言で、救援運動が原水爆禁止運動の基礎だと書いた意味が大切です。

これらの資料<sup>19)</sup>を見てください。昭和33年の第4回原水爆禁止世界大会を早稲田大学でひらくときの書類です。浅沼稲次郎氏が僕を紹介して、僕の名前で大学へ申し込むんです。僕は早稲田大学の商議員でしたが、浅沼さんに会うたことはないんです。だが原水協の浅沼稲次郎ということで僕を紹介するんです。浅沼さんは原水協の代表委員の一人でした。大会をつぶそうと思うとる人たちが手をまわしとるから、どこも会場を貸してくれんわけです。そこで早稲田大学の記念会堂と大隈講堂を貸してくれるよう頼んだんです。

この大浜総長への昭和33年3月19日付の依頼状〔注19 資料2〕は、日本原

水協の安井郁さんと日本被団協の藤居の二人の名前になつりますが、この書類は僕が書いたんでないことはわかるでしょ。「『過ちは繰返しませんから』という『長崎の祈り』」となつりますね。これは広島の慰靈碑の碑文ですからね。とにかく大浜総長のところへいってくれというので、いったんです。そしたらね原水協には貸さんという。しかし安井さんと最後にいったときに、藤居の切なる要請にこたえて貸すことにしたと。「早稲田大学記念会堂管理規定」（昭和三十三年二月六日庶務達第十一号）の第2条は、どういう場合に記念会堂を使用できるかをきめていますが、学外の者については、その第3項で「本大学外の者の主催する学芸・体育その他教育または社会事業関係等に関する集会（原則として土、日、祝日）」は使用できるとしていますね。これです。

原水爆禁止運動を抑えようとして、各大学に全部使用させないよう指令がでるようでした。早稲田大学としても困ったんでしょう。浅沼さんと親しかったから、ことわったら浅沼さんの顔をつぶすことになるでしょ、原水協に貸さんというたら。大浜さんとしても考えたんでしょうよ。僕も商議員じゃから、まあ広い意味の役員ということにはなるから……。

宇吹　社会事業ということだったんですね。

藤居　日本原水協は社会事業をやっとらん。日本被団協は原爆医療法をつくつとるから、まあ社会事業というか、なんというか……。そういうことで大浜総長が日本被団協へ貸すというんですよ。そして日本被団協へ貸すということは、実は藤居に貸すのだから、藤居のいうことを、よう聞いてやれという話になるんですよ。

そこで問題は、そういうときに社会事業というか、被害者団体というか「ものもらい運動」だといわれた日本被団協が役にたったんです。この第4回世界大会の時に会場を貸してもらえなかつたら、それ以後原水爆禁止世界大会はできないわけですから、それを継続させたのが日本被団協じゃったということですよ。同時に、記念会堂の管理規定に社会事業というのがあるという指摘は、おそらく末高先生がしてくれたと、僕は推測しています。これについては1982年10月21日の『毎日新聞』広島版6ページに掲載された「早稲田大学創立100年」のなかの「平和のとりで」という記事も参考にしてください。

もう一つ大浜さんについては、大浜一藤居碑文論争があります。原爆慰靈碑の「安らかに眠ってください 過ちは繰り返しませぬから」について、僕が、これを No more war, no more Hiroshimas だというたら、主語がないと大浜さんがいう。主語がないという言葉に反論を許さん強いものがありました。We というのが主語だと僕はいいたいんですが、それなら沖縄はどうするかといわれたら、かえす言葉がないわけです。大浜さんは沖縄出身ですから。郭沫若は「繰り返しませぬから」を「繰り返させませぬから」というべきだと新聞発表したんですが、われわれが We ジャと説明したら了解したんです。われわれは中国への侵略を二度と繰り返しませぬからという意味で、一緒にここで拝むんじゃいましたら了解したんですが<sup>20)</sup>、大浜さんは了解せんのです。それで会場のことを頼みにいったときに、広島の声を伝えたいということは、第二次世界大戦の大きな被害は広島・長崎・沖縄じゃないかと、だから No more war, no more Hiroshimas という広島の声を世界に伝えたいということには沖縄の気持も入っとるんじゃないかという話ををして、あわせて末高先生のご指導でできた原爆医療法には外国人をいれとる、だからアメリカの統治下にある沖縄、小笠原をいれとることになる、われわれは沖縄、小笠原を忘れとらんですよといいました。それで、はじめて大浜さんは、これはと思われたんじゃないですか。だから No more war, no more Hiroshimas ということなんだといったときは、沖縄はどうしとるんじゃという反論があったんじゃろうと思うんですよ。だけれどもわれわれは、沖縄、小笠原の被爆者を入れて考えるようにしてるということが、この会場の問題につながるんです。同時に末高先生の指導で原爆医療法ができたということで、これは早稲田型じゃないですかという話をしたことがあるです。吉田嘉清さんも聞いたったです。

それで大浜先生が、安井さんに、原水協には貸さん、藤居の要請で貸すことになったから、藤居のいうことを僕のいうことじやと思うて聞け、といわれたですよ。そのときに思ったことは、先ほどいうた禁止派、基地派、救援派があり、救援運動や原爆被害者運動は「ものもらい運動」じゃといわれたが、やっぱり最初の世界大会の大会宣言は、ある意味で正しかったし、こういう問題を基本におかなければならんのではないかということです。大会宣言は「原水爆

被害者の不幸な実相は、ひろく世界に知られなければなりません」、これを国際的な救援運動で助けていくというとるでしょ。そのことについては大会直後から間違いじやいう話がありましたが、だけれども英文は the only way<sup>21)</sup>ただ一つの道じやいうとります。救援運動が原水爆禁止運動のただひとつの道と いうとります。英文をみてください。そこでね最初の世界大会の意義が、もう一度考えられていいと思うんですよ。

## V 『原爆に生きて』を読んで

——藤居さんは最初に民生委員として、この運動へ入られたのですね。

藤居 まあ、そういうことですね。ただそれは『原爆に生きて』を読んで、それで入るんです。違うんだもん、民生委員では。『原爆に生きて』は立派な本で、山代巴さんや川手健君、それからあの当時運動のはしりとなった人たちは貴重な人たちです。かわいそうだったのは川手君ですね。だけど助け合い励ましあって自立していくという言葉は、川手君らがつくった「原爆被害者の会」の目的にかけた言葉です。広島県被団協にも日本被団協にも、この言葉は残っています。将来、だれがやるにしても世界被団協にもこの言葉を入れてやりたい気持です。そういうふうに名もない人たちが守った平和ですよ。

それから驚くべきことは、その後とりあげられた原爆関係の諸問題が、『原爆に生きて』にはすべて、でできとることです。わたしが新しく考えたというようなものはないです。これを読んでやりだして、あんまりなんべんも読んではおりませんが、源流は『原爆に生きて』にあるといつていいです。

宇吹 わたしは、そこまでは読みとれんです。民生委員として、ものすごくするどい批判をもっておられたから、読み取れたんだろうと思います。

若林 ゼひ読んでみたいです。

藤居 そりゃあ、もう貴重なもんです。

宇吹 それだけのセンスがないと読めんです。手記の原点としてしか、わからんのですが、藤居さんがそういう話をされて、そのつもりで読むんですが、そこまでは読みとれんです。

藤居 山代巴さんと佐久間澄さんと3人おったときには、山代巴さんが久保辰雄さんに『広島商人』<sup>22)</sup>というのを書くのを絶対に許すべきであるといっていました。僕は山代さんの『原爆に生きて』を読んで原水爆禁止運動をはじめたんじやから、山代さんが『広島商人』の久保さんを育てていく気持はようわかる、そりゃあ貴いことだということがあります。佐久間さんは反対だったなあ。

——「まどうてくれ 藤居平一聞書」1972年2月号（通巻7号）12ページに川手健氏からの書簡（1955.9.18）がのっています<sup>23)</sup>。またおなじ号のなかで藤居さん自身が川手氏について「貧乏もしとるし、昔の川手と違うんです。……3月18日に大雨が降ってしもうたんです」と、おっしゃっています。これは1956（昭和31）年3月18日のことで、原爆被害者広島県大会の当日のことですね。『原爆に生きて』（1953）のなかで川手氏が、原爆被害者の会について「半年の足跡」を書いてから、この昭和31年までに、すでに数年たっていますし、川手さんの身辺にも変化があつたようですね。

藤居 どういうのかなあ、川手君のことは一応わかるのですが、本当のところは、ようわからんのです。川手君の手紙は救援金をくれという手紙ですね。それはわかるのですが、なんか不吉なものを感じたです。その予感はあたりました。くわしい内容はいえませんが。もう一つは、こういうことをいいながら、また手紙をくれながら、接触してこないのです。いうだけで、なんにもせんのです。被害者大会までいろんな問題があるのを、ぼくは救援委員会の立場で、外部から面倒みていくわけです。内部で助け合い励ましあって自立し、生き残った者の使命をもって原水爆禁止運動をしていく原爆被害者の会の会則をつくった彼としては、まことにどうもはつきりしない。いうだけいって世話をしない。世話ができなくなつたのでしょう。1956（昭和31）年3月18日、千田町小学校でひらかれた原爆被害者広島県大会に川手君がきとるのを、この出席者名簿で今日〔1989.8.26〕はじめて知りました〔宇吹氏の資料による〕。非常な功労者でありながら、経済問題等がいい具合にいかんと人間が変わってくるんです。

宇吹 「大雨が降ってしもうた」というのは、川手さん個人についていってるんです。そして「原爆被害者の会」そのものが、もう機能せんようになっています。3月18日の大雨についていえば、川手健には川手健の論理があって、自分らが

育てきて、自分らに救援金をくれるのは当然だというのがあったと、僕は推測しています。昭和31年3月18日にはそういうものをこえて、原爆被害者のもつとおおきな組織化がおこなわれ、質的にも量的にも違ってきてしまうわけです。もっとストレートにいえば、それまで山代巴路線の被害者の組織づくりが一方にあって、それがしほんでいきつつあった。他方、3月18日にはじまる新しい論理による組織づくりがあります。

——川手健氏の書簡では救援金について、くださいという姿勢より、どちらかといえば救援金はくるべきだという、よくいえば志を高くもとうというところがありますが。

宇吹 よくわかります。「ものもらい運動」ではないという彼の気持は。書簡はそういうふうけとれます。若さです。川手さんは、山代巴さんの『原爆に生きて』の実働部隊でした。川手さんは学生で、大人連中をおさえられませんから、山代さんが手助けをしたわけです。実際の中心は川手自身です。助言内容、発想は山代さんのものですが。ところで川手さんを昔からご存じでしたか。

藤居 『原爆に生きて』を読んだときは知りません。あとで会いにきたので、ああ、君が川手君かというようなことですよ。

救援については救援委員会でやっとるわけでしょ。川手君は救援金をくれ、被害者派遣を自分たちにやらせよ、救援委員会とは別に自分たちでやりたいという意向を書いとります。しかし組織は原水協の救援委員会しかないですから、派遣申し込みは救援委員会のほうへきます。それで救援委員会でやりよったら、そのうちに川手君が金をくれ、自分たちのほうで組織をつくるというてきたわけです。それなら『原爆に生きて』で僕はやりだしたくらいだから、どうぞやつてくれという態度で接したんですが、なかなかうまくいきませんでした。とにかく被爆者のあいだでケンカがものすごいですから、社協とか民生委員とか婦人会が世話人になってまとめていくのです。

1956（昭和31）年1月22日にでた原爆被害者団体連絡協議会準備会声明書を見てください<sup>24)</sup>。この声明書は僕か竹内武君が書いたと思いますが、原爆被害者団体の統一への重要な転機になったものです。これで統一が軌道にのってくるわけです。わたしはこの文書を忘れとりましたが、今みて歴史的なものと思

います。この時が転機で、これから、だんだん順調になっていきます。この時の準備会に川手君はでてきていません。この会は救援委員会が呼びかけた会で、もちろん川手君がでてくるなら一緒にやればいいと、当然思います。同時にもし組織をつくるなら、彼にまかせていいと思いました。

救援委員会そのものは、被爆者団体とは別だと思ってやっていました。そのうち川手君はやらんし、ガタガタするから、救援委員会の本来の任務はなにかを考えて、外から助けるんではなくて、被害者自身がたちあがらなくては救援にはならんというので、救援委員会の幹事長である僕が被害者団体の事務局長 [1956.5 就任] に変わっていくんです。わたし自身が被害者団体に入っています。遺族として。

## 注

1) 日本被団協の初代事務局長であった藤居氏は、法の定める被爆者でないことを理由に、日本被団協の事務局長をしりぞくよう促されたことがあるという。そのとき「藤居さん、あんたは遺族だからええんじゃ」と反論してくれたのも、別の親しい被爆者であったという。このように被爆者を法律上の被爆者のみに限定しようとする考えが、被爆者たちのあいだに根強く存在したが、他方、遺族をはじめ原爆で被害をうけたものをすべて被爆者ととらえる考え方もあった。みずから被爆者であり、ジャーナリストとして長い年月被爆問題をおいつづけている栗栖武士郎氏（中国新聞社）は、1984年広島の草の根運動体の一つである「原爆被害者相談員の会」の学習会で講演し、つなぎのようなエピソードを披露された。

「昭和三一年五月、広島県原爆被害者団体協議会が発足しました。八月一〇日長崎では、日本原水爆禁止被害者団体協議会が発足しました。ここで大事なことは敢えて原水爆被害者団体を使っていることです。ここで被爆者と被害者の定義についてのエピソードを紹介しましょう。昭和三七年に世界平和巡礼の代表を選ぶのに、バーバラ・レイノルズ夫妻が一六人の応募者の中から二人の男女を選びました。ひとりは原爆で顔を傷つけられたMさん、もうひとりは原爆で親を失ったHさんでした。その後新聞に投書があり、『Hさんは学童疎開に行っていて、帰ったら親がいないのだから被爆者じゃないじゃないか』ということでした。原水爆の被害は直接的なものだけでなく、原爆孤児や子供を失った親も原爆と関係がないとはいえません。又、被爆者は原爆にあって生きのこった人たちであるが、なくなった人の問題はどうなるのかということを考えると、単に被爆者という定義で小さく縮めてしまうと、原爆全体がみえなくなるという問題が生じてくることがわかります。」

（1984・10・21講演）、原爆被害者相談員の会編『ヒバクシャーともに生きる—』第3号、1984年12月11日発行、57ページ。

なおMさんは松原美代子氏、Hさんは英宏昌氏である（中国新聞ヒロシマ50年取材班『検証ヒロ

シマ1945-1995』中国新聞社, 1995年, 208~209ページ)。

2) 「原爆に生きて」(三一書房, 1953年)は、原爆手記編纂委員会編として発刊されたが、「原爆三十年—広島県の戦後史一」は、この編集委員会について、1952(昭和27)年8月10日発足した「原爆被害者の会」が原爆手記出版のために別途設けた委員会であったと記述している(281ページ)。川手健氏が中心になり、それに山代巴氏が助言協力したものである。川手氏自身この本に「原爆被害者の会」発足から半年間の様子を「半年の足跡」と題して寄稿し同様の指摘をしている。

3) 広島県編『原爆三十年—広島県の戦後史一』, 広島県発行, 昭和51年3月31日, 283ページ。この部分の記述は庄野直美氏による。

4) 「まどうてくれ 藤居平一聞書」は、広島大学原爆放射能医学研究所付属原爆被災学術資料センター(現在 付属国際放射線情報センター)の資料調査室が発行する『資料調査通信』に、1981(昭和56)年12月号(通巻5号)から1982(昭和57)年5月号(通巻9号)まで毎号連続して、さらに1年4ヵ月後の1982(昭和57)年9月号(通巻25号)から1984年1月号(通巻29号)まで毎号連続して掲載された。各号ともすべて、藤居氏からの聞書とその関係資料のみからなっている。聞き手は原爆放射能医学研究所の宇吹暁氏(歴史学), 聞書作成に協力されたのは、同研究所の石田典子, 寺井裕子の両氏であった。「まどうてくれ 藤居平一聞書」の内容は、全体として聞書, 資料, 藤居メモの三種類からなり、各号の内容は以下の通りである。

- |                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| 1981.12(6)      | 聞書「まどうてくれ」                         |
| 1982. 1(6) 別冊   | 聞書(2) 原水爆禁止世界大会                    |
| 1982. 2(7) 別冊1  | 聞書(3) 原爆被害者の救援と組織化<br>資料<1~7>      |
| 別冊2             | 資料<8~31>                           |
| 別冊3             | 藤居メモ(1) 1955.11~1956.3             |
| 1982. 3~4(8)別冊1 | 聞書(4)広島県被団協の結成<br>資料<1~7>          |
| 別冊2             | 資料<8~35>                           |
| 別冊3             | 藤居メモ(2)1956.3~7                    |
| 1982. 5(9) 別冊1  | 資料特集<1~10>                         |
| 別冊2             | 「くずれぬ平和を 8・6広島大会, 被害者大會議事録」[抄]     |
| 別冊3             | 「第二回原水爆禁止世界大會議事速報」[抄]              |
| 1983. 9(25) 別冊1 | 藤居メモ(3)1956.8~9                    |
| 別冊2             | 資料特集1956.8~9<1~19>                 |
| 1983.10(26) 別冊1 | 資料特集1956.10~12<1~15>               |
| 別冊2             | 資料特集1956.10~12<16~26>              |
| 1983.11(27) 別冊1 | 藤居メモ(4)1957.1~2<br>資料1957.1~2<1~4> |
| 別冊2             | 資料1957.1~2<5~25>                   |
| 1983.12(28) 別冊1 | 藤居メモ(5)1957.3~5 及び関連資料<1~7>        |
| 別冊2             | 関連資料<8~32>                         |

1984. 1(29) 別冊 資料特集1957.8「第三回原水爆禁止世界大会議事録速報」[抄]

- 5) 藤居氏におめにかかったのは1989（平成元）年4月13日㈯，7月1日㈯，7月29日㈯，8月26日㈯，1990（平成2）年3月31日㈯，10月27日㈯の合計6回で，場所は広島大学原爆放射能医学研究所付属原爆被災学術資料センター（現在 付属国際放射線情報センター，広島市南区霞長1丁目2番3号）であった。
- 6) 今回の聞書は，広島大学総合科学部紀要II「社会文化研究」16号（1991.2）掲載分につづく部分である。
- 7) 1956（昭和31）年8月10日の日本被団協の結成が，前年の原水爆禁止世界大会に刺激されたものだったことを，大会宣言は以下のように述べている。「……原爆から十一年あまりもたった今になって私たちは，はじめてこのように全国から集まることができました。あの瞬間に死ななかった私たちが今やっと立ち上がって集まった最初の全国大会なのでございます。……」
- 私たちが，このような立ち上がりの勇気を得ましたのは，全く昨年八月の世界大会のたまものであります。あの大会で同胞の皆さんや，世界の皆さんに私たちのかすかな声が聞きとられて，私たちに温かいまなざしが向けられ愛の手がさしのべられはじめてから私たちは急に元気づいてまいりました。……」（「まどうしてくれ 藤居平一聞書」，『調査資料通信』，1882年5月，通巻9号，別冊1, 14ページ）。
- なお，この宣言文は，タイトルの「宣言—世界への挨拶—」もふくめ，5カ月前の3月18日広島市の千田町小学校講堂でひらかれた広島県原爆被害者大会の宣言文が，若干の加筆修正のうえ，そのまま使用されている。
- 8) 1955年8月8日の大会宣言は，藤居氏の指摘する(1)原水爆禁止，(2)原爆被害者救援，(3)基地反対闘争，以上3点について，つぎのように述べている。
- 「……ここに集まつた人々のうしろには，原子戦争反対を署名した全世界数億人の世論の支持があります。その支持の上にたって本大会は，原水爆禁止が必ず実現し，原子戦争を企てている力をうちください，その原子力を人類の幸福と繁栄のためにもちいなければならぬとの決意をあらたにしました。この広場に集つたすべての人々は，原水爆被害者の苦しみをまのあたりに見ました。10年の悲劇のあといまなおぬぐいされておりません。……」
- 原水爆被害者の不幸な実相は，ひろく世界に知られなければなりません。その救済は世界的な救済運動を通じて急がなければなりません。それがほんとうの原水爆禁止運動の基礎であります。原水爆が禁止されてこそ，真に被爆者を救うことが出来ます。
- 私たちは，世界のあらゆる国の人々が，その政党，宗派，社会体制の相違をこえて，原水爆禁止の運動をさらにつよくすすめることを世界の人々に訴えます。……」
- けれども私たちの力は，まだ原水爆を現実に禁止するところまではきていません。原子ロケット砲の持込み，原子兵器の貯蔵，基地拡張は，すべて原子戦争に関連しています。日本や沖縄ばかりでなく，世界のあらゆる地点に原子戦争準備が停止されておりません。その故に，基地反対の闘争は，原水爆禁止の運動とともに相たずさえてたたかわねばなりません。……」（傍点は引用者。原水爆禁止世界大会「大会宣言」[1955.8.8]）
- 9) 「ものもらい運動」という批判は「まどうしてくれ 藤居平一聞書」の一番最初の号にも言及されている。「原爆被害者団体を作ろう，といった時に，A君らが，ものもらい運動だと，言ったんです。

それでA君に言ったんです。「お前らみたいに組織づくりをしない者がわからはしない。組織を簡単に破れるのは、組織づくりをやらない奴の通弊だ。自分で作った組織ならわることはできやしない」と。」(『資料調査通信』, 1981年12月号, 通巻5号, 3ページ)。

- 10) 川手健「半年の足跡」, 原爆手記編纂委員会編『原爆に生きて』(三一書房, 1953年) 280~291ページ。ここには「原爆被害者の会」結成から半年間の活動が紹介されており, この会の記録が「原爆被害者が, 一つの組織をつくり上げつつ立ち上がっていった, その闘いの記録である」(280ページ)とのべられている。
- 11) 昭和34年9月, 原爆医療法の改正にとりくむため, 広島・長崎原爆被爆者医療法改正対策委員会が設置されたが, 同委員会が前身となって, 昭和42年11月, 被爆者の援護対策の強化促進を図るため, 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(略称「八者協議会」)が発足した。国にたいする陳情活動を主要な仕事としている。委員は広島県・長崎県の知事および県議会議長, そして広島市・長崎市の市長および市議会議長の八者により構成された。くわしくは広島県環境保険部原爆被爆者対策課編『被爆40年 原爆被爆者援護のあゆみ(被爆者白書)』[昭和61年3月], 54~56ページ。なお広島県と広島市は毎年それぞれ同名の『原爆被爆者対策事業概要』を刊行しており, 八者協議会の歴史にかならず言及している。
- なお広島市衛生局原爆被害対策部調査課がまとめ発行した任都栗司氏を中心とする座談会記録『原爆被爆者対策の歩み—関係者による座談会—』(昭和63年8月1日)のなかで, 吉田哲彦衛生局長は, 八者協のはじまりを, 昭和42年「9月1日に長崎側と協議の上, 広島県・市, 長崎県・市, それぞれの知事, 市長, 議長の八者連名で, 「原子爆弾被爆者特別措置法制定に関する陳情書」を作成し, 関係方面へ提出しました。これが八者協の始まりです。」(9ページ)とのべている。
- 12) 原爆乙女の治療問題が契機となって, 広島市は, 従来から被爆者治療をてがけていた「広島外科会」の会員と相談し, 広島市医師会の協力もえて, 昭和28年1月, 被爆者治療をすすめていく機関として広島市原爆傷害者治療対策協議会(略称「原対協」)を発足させ, 浜井信三広島市長を会長とした。医師会, 行政機関, 福祉関係者, 大学, 民間団体などが運営に協力した。
- 13) 「まどうてくれ 藤居平一聞書」, 『資料調査通信』, 1982年2月号(通巻7号), 別冊1, 5ページ。
- 14) 東京在住の日本原水協関係者宛とみられる藤氏書簡草稿(1955.12末)には, つぎのように書かれている。「八・六大会を契機としまして, 私も民生委員連盟の中で随分浮き上がりました。それが何んに基因するかも東京ではお判りにくくと存じますが, とに角此運動を左翼運動だときめつける勢力があって, もう理事といふ職まで難しいところまで追いやられました。こんな広島で, もし私が協議会を去れば一般人が殆んどいなくなるといったことから完全に左翼運動と見られるところを頑張りましたが, もう限度に来たようです。然し, 最も暗いときが既に近いときといわれますので最後に一ふんぱりするつもりです。来年一月には民生委員連盟の役員改選があります。本来ならば会長になるべきところなのですが, おそらく理事がどうかと案じて居ます。別に役がほしくもなければ, 今のように身体の調子が悪い時はむしろ止めたいのですが, 只問題はそれが教授問題にひびいたり広島原水協に大きな影響を与える構算があります。頑張っているわけです。渡辺市長側としては出来れば私に民生委員もやめさせたいのです。

お断りしておきますが原対協への二百万円案は, こんな右のような個人的な問題にかかわりなく, 十一月二十六日の県民協議会で満場一致 [で] これを認められたので一身上のこととは別ですので

その点はよろしく。

いろいろ悲観的なことを書きましたが、困難な道ではあっても、世界の状勢と日本及広島の状勢は逐次吾々に味方して、日一日と運動は幅を持ち根を張っているとおもいます。…… 藤居平一」（「まどうてくれ 藤居平一聞書」，『資料調査通信』，1982年2月号，通巻7号，別冊3，13～14ページ）。

15) 前掲書，別冊3，10～13ページ。

16) 広島県原爆被害者団体協議会（略称 広島被団協）結成総会（1956. 5. 27）で確認された「今後の運動」は、来年までに援護法成立をめざすために座り込みも じさずという決意を，以下のように述べている。

「2. 来年度の国会に援護法を必ず成立させる。そのため『クリスマスまでに成案を』期する。

3. 政府及び国会において座り込み、陳情をしても援護法成立を期する。」（「まどうてくれ 藤居平一聞書」，『資料調査通信』，1982年3・4月，通巻8号，別冊2，42ページ。）

17) 「まどうてくれ 藤居平一聞書」，『資料調査通信』，1982年3・4月，通巻8号，別冊3，1ページ。

18) 厚生省は、昭和28年11月に原爆症調査研究協議会（略称 原調協）を国立予防衛生研究所のなかに組織し、被爆による後遺症の治療効果やその方針の研究に着手し、その経費として100万円を国立予防衛生研究所経費から支出した。これは被爆者治療への厚生省のはじめての対応であった。

19) 早稲田大学への第4回原水爆禁止世界大会の会場借用申し入れ、大浜総長への依頼状（1958. 3. 19）は、以下の通りである。

[資料1] 商議員 藤居平一氏（広島）が浅沼稻次郎氏の紹介により申込

一、 八月十日(日)～二十四日(日)

二、 参集者 約七千名

なお、この資料には、神成吉彦氏の名刺が添付されており、名刺の右肩に「三月六日午前十一時半来学／八月十日から十五日の間に／記念会堂使用申出」と記されている。

[資料2] 昭和三十三年三月十九日

東京都千代田区神田一ツ橋二ノ九教育会館

原水爆禁止日本協議会

理事長 安井 郁

日本原水爆被害者団体協議会

代表委員 藤居平一

記念会堂および大隈講堂借用のお願いについて

拝啓、貴大学は、七十五周年の輝かしい歴史と伝統の中に、益々発展の一途をたどっておられることを心からお慶び申上げます。

さて、「安らかにお眠り下さい、過ちは繰返しませんから」という「長崎の祈り」は、原水爆禁止のための第一回世界大会を広島で、第二回を長崎で、昨年は第三回大会を東京で開催されることにより、今や「人類の悲願」へと発展してまいりました。

昨年、第三回世界大会の際、貴大学が「原爆被害者対策」の分科会場として、大隈講堂を御提供くださいましたことを、ここにあらためて御礼申上げます。又、昨年世界大会に参加した広島、長崎の原爆被害者たちの多くは貴大学の会場提供に心から感謝申上げております。

本年八月には、第四回原水爆禁止世界大会と日本大会が、再度、東京において別紙のように開催されることになりました。つきましては左記のように使用許可方お願い申上げます。

敬具

記

- 一、 記念会堂、八月十一日～十四日まで。第四回原水爆禁止世界大会日本大会総会場として  
二、 大隈講堂、八月十二日～十三両日。第四回原水爆禁止世界大会分科会場として。

早稲田大学総長 大浜信泉 殿

[資料2] の最後に「会場責任者 吉村博行氏」の書き込みあり。

[資料3] 冠省

第四回原水爆禁止世界大会については、なにかと御援助にあずかり感謝申しあげます。

今回 貴記念会堂の大会場設営に関し、左記の器材について

ぜひ借用願をお願い申し上げます。

記

机 四〇ヶ

天幕 三張

尚、場内にての簡単な飲食施設（売店）についてもぜひ御配慮のうえ御許可下さるよう  
お願い致します。

早稲田大学

庶務部長殿

原水爆禁止日本協議会

東京都港区芝新橋七ノ十二

電話(43) 三〇〇五・三二〇五番

[資料3] には「早大生協も出店希望ありとのこと」の書き込みあり。

[資料4] 借用証

一、 品名 机 四〇ヶ

天幕 三張

二、 期間 八月十一日～十五日 五日間

右 正に借用致しました。

昭和三十三年七月十一日

早稲田大学

庶務部長

原水爆禁止日本協議会

東京都港区芝新橋七ノ十二

電話(43) 三〇〇五・三二〇五番

石井森太郎 印

[資料5] 御招待

盛夏の候、益々御清祥のことお慶び申し上げます。わたくしども原水爆禁止日本協議會が平和を愛する世界の人々とともに準備いたしてまいりました第四回原水爆禁止世界大會について、度重なる御支持と御指導をたまわりましたことを、あらためて御禮申しあげます。

さて、準備もすすみ、三十カ国から外国代表の参加をえましていよいよ別紙概要の通り、八月十二日より世界大会日本大會を、八月十五日より世界大會國際會議を開催いたすことになりました。つきましては、諸事御多忙の折まことに恐縮に存じますが何卒御来駕下さいまして大會を、一層栄えあるものにして戴きたくもし御来駕かなわぬ際はメッセージを戴けます様にお願い申し上げます。

當日は非常に混雑いたしますので、この招待状を来賓受付に御提示くださいますようお願いいたします。

一九五八年八月一日

第四回原水爆禁止世界大会國際準備委員会議長

原水爆禁止日本協議回理事長

安 井 郁

国際準備委員会副議長

ギュンター・アンデルス

(西獨代表)

テージャ・グナワルダナ

(セイロン代表)

書記長 ガルシア・レンドン

(ペルー代表)

岡倉古志郎

早稲田大学総長

大浜信泉 様

[資料6] 第四回世界大会大綱

一、大会の基本的正確と目的

「この大会は原水爆禁止と軍縮、戦争防止と平和をかちとるために全世界の国籍、人種、職業、政治的見解、宗教的信条の相違をこえて、あらゆる組織や個人が自由に意見を交換し、共同行動をうちだす国際的平和集会である。

そのため大会は、その準備の当初から、完全な国際的平和の基礎にたって、計画作成も國

際的協力のもとにおこなわれるよう準備される」

一、名称 「原水爆禁止と軍縮のための第四回世界大会」(假称)

一、参加者 約五〇〇〇名 (全国各都道府県代表及労働、婦人、青年、学生、宗教、地方自治体、農民、等各代表を含め)

一、大会期日、日本大会 四日、国際会議 七日

一、開催地 東京

尚、大会の性格はあくまで人道主義的立場から政党政治を超え、国籍、人種、職業、宗教的信条の相違をこえ広く各階層の代表並びに国外代表の参加が期待されますが現在までに国外よりの支持を得られた団体、個人からの反響を別紙に参考として提出致します。

追記

大会の議題は

- ① 原水爆禁止と軍備縮小に関する問題
- ② 原水爆の被害とその対策
- ③ その他

20)「碑文は、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」でしょう。それを」……繰返させませぬから」とすべきだと言われるんです。そこで私が『No more war, no more Hiroshimasとか、中国への侵略に対するお詫びというのが、“過ち”という中に入っているんです。つまり、我々は、中国への侵略を繰返しません、という祈りが入っているんです。それを、みなさんに知つてもらいたい、それが広島の心です」と言うわけです。すると向こうは黙ってしまいました、私の顔を見ながら。」(「まどうてくれ 藤居平一聞書」,『資料調査通信』, 1982年2月号, 通巻7号, 別冊1, 6~7ページ)。

21)「……原水爆被害者の不幸な実相は、ひろく世界に知られなければなりません。その救済は世界的な救援運動を通じて急がれなければなりません。それがほんとうの原水爆禁止運動の基礎であります。原水爆が禁止されてこそ、真に被害者を救うことが出来ます。」

“Should an atomic war break out in the future, the tragedies of Hiroshima, Nagasaki, and Bikini would be repeated throughout the world, with a very real danger of the extermination of mankind. The misery of the atomic and hydrogen bomb victims and sufferers must be made known to the whole world. Relief for them is urgently required and should be organized through an international solidarity movement. At the same we affirm that prohibition of atomic and hydrogen bombs is the only way to avoid a repetition of their sufferings.”

この英文の大会宣言のイタリック部分は「同時に原水爆禁止こそ、再び被害を繰り返さない唯一の道であると確信する」となっている。大会宣言の和文と英文はいずれも『世界大会宣言・決議集』“No more Hiroshimas: the news of the world conference against atomic & hydrogen bombs, 1955”に収録されている。

22) 久保辰雄『広島商人』, 平凡社, 昭和31年11月15日。山代巴氏は『原爆に生きて』の編集・出版に協力して以来、原爆被害者の手記出版の必要を感じ、『広島商人』についても久保氏を励まし出版に

こぎつけるまで助力をされた。同書の最後に収められた「『広島商人』について あとがき」を参照。  
23)「前略 御苦労さんです。／【昭和30年】九月十八日に行った原爆被害者連絡協議会準備会のことについて簡単にご報告しておきたいと思います。／討論の結果次の様な構想がまとまりました。」という書きだしではじまる川手氏の書簡は、この準備会の性格を原爆被害者の組織の一本化をめざした過渡的なものであると規定したうえで、(一)組織の性格、(二)運動内容、(三)機構、(四)組織の経費 以上四項目について述べている。救援金に関係のある「(四)組織の経費」は以下の通りである。「(四)組織の経費

☆ 会員からは若干であるが原則として会費を集めます。

☆ 主な経費は救援費の中から支出したい。

こうして、この意見を基礎に案をつくることを僕が依頼されました。そしてその案を基礎に九月二十三日（金）午後七時半より教育会館で／もう一度準備会を開き話をきめました。

ここで被爆者の組織化費及運営費を当面、救援資金の中から支出／してほしいという意見が出ていることに注意して下さい。私達はこ／の次の会合でもっとほりさげた討論をして一応その金額まで出して／みようと思っています。救援資金といえば七二二万円と外に若干の／金ということになりますが、この中からぜひ、被害者の組織化費（及／びこれに伴う運営費）を支出できるような考慮を払って下さい。将／来は将来として、当面まずこの費用が必要です。僕の希望では被害／者の救援資金中5%はこの費用にあてるといった原則的な方針まで／きめてほしいと思います。例えば七〇〇万円の5%の三五万円はこ／の費用とはっきりした形でできればしていただきたいと思います。

救援運動が被害者の組織化の問題と離れては、これはただの慈善／運動となってしまうと思います。

九月十八日

川 手 健

藤居様

」

(「まどうてくれ 藤居平一聞書」、「資料調査通信」, 1982年2月号, 通巻7号, 別冊1, 12~13ページ)。

なお「藤居メモ」によると、川手氏の名前が、同年11月29日開催の救援委員会幹事会の出席名簿にみられる。(「まどうてくれ 藤居平一聞書」、「資料調査通信」, 1982年2月号, 通巻7号, 別冊2, 25ページ)。

なお川手建氏については、川手建を語る会編『川手建を語る』(1995.8.6) が発行されている。

24)「まどうてくれ 藤居平一聞書」、「資料調査通信」, 1982年2月号, 別冊2, 25ページ。